

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社Cに雇用された。請求人は、同県D市所在の会社E（以下「事業場」という。）に派遣され、製造見習いとして就労していたところ、同月○日、事業場の敷地内において事業場作業員の運転するフォークリフトに左足を轢かれ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、F病院に救急搬送され、「左足関節内果骨折、左膝関節骨折の疑い、左脛骨骨折の疑い」と診断され、同月○日、Gクリニックに転医し通院治療を続けるとともに、平成○年○月○日から同月○日まではH病院に入院して手術治療を受けるなどした結果、同年○月○日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると主張しているので、検討する。

(1) 請求人は、本件災害後に手術を受けたものの、骨折部の骨ゆ合が得られず、偽関節を発症し、再手術を受けている。このため、治ゆ時においても、スクリュウ2本が挿入されたままの状態にある。これらの経緯から、局部の神経系統の障害を残すことはあり得る結果と考えられる。事実、I医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えのあるもの」に該当すると述べており、当審査会としても、請求人の局部の神経系統の障害は、障害等級第12級に該当するものと判断する。

(2) 請求人は左足関節がほとんど動かない旨、主張しているところ、請求人の下肢の状態について、J医師は、平成○年○月○日付けの診断書において、「可動域制限、筋力低下等は認めず。」と述べており、I医師もまた、上記意見書において、「左足関節に可動域制限は認めなかった。」と述べている。2度目の手術で偽関節は治ゆしており、下肢の機能障害、変形障害を認める医証は確認できない。当審査会としても、障害等級に該当する下肢の障害は存在しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。